(証券コード8783)
平成28年６月９日

株　主　各　位

東京都港区南青山二丁目２番15号
ＧＦＡ株式会社
代表取締役　松浦一博

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時（営業時間の終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区北青山二丁目８番44号
ＴＥＰＩＡ　４階会議室
３．目的事項
報告事項　第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役３名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.gfa.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、為替相場の緩やかな円安により企業業績が伸びるとの期待感から株式相場も上昇し、平成27年6月には日経平均が2万円を回復いたしました。その後は新興国経済の伸び悩みや資源価格の低下等を要因として株式相場は平成27年12月まで狭い範囲でのボックス相場が続きました。消費者物価指数は、平成25年1月に日本銀行が発表した2%上昇の目標には程遠く、ほぼ0%付近で推移しました。これを受けて日本銀行は平成28年1月にマイナス金利導入を発表しましたが、米国経済の減速やテロリズム台頭等による地政学的リスクの高まりによって日本経済だけでなく全世界の金融マーケットは平成28年の年明け以降、度々乱高下が続き、現在でも不安定な経済環境が続いております。

不動産市況につきましては、金融マーケットの動揺とは対照的に緩やかな回復を続けました。オフィスビルの空室率は平成27年通年で東京地区では4.5%と見込まれる等、回復基調が継続しております。また訪日外国人観光客の増加は、ホテル稼動率の上昇さらには新たな宿泊施設の建築需要や地価の上昇といった形で、ホテル業界はもとより建設業界、不動産業界等、幅広い業種へと影響を及ぼしております。

このような環境のもと、当社は、事業領域の拡大ならびに収益源の多様化を図るため、不動産売買・運用を中心とした不動産投資業務の強化・拡充に努めてまいりました。かかる取り組みの一環として、リフォーム等の付加価値を高めて販売することを目的として中古区分マンション等を取得・販売したほか、新築賃貸マンション開発プロジェクトに取り組みました。一方で、都心駅前立地の商業ビルを売却し運用収益を獲得いたしました。また、不動産投資業務を推進していくうえで資金効率を高めるため、物件取得資金の一部を調達すべく、金融機関取引の拡大に努めました。アドバイザリー業務につきましては、企業の資金調達に関する助言業務及び

不動産仲介業務等に取り組み、収益向上に努めました。不動産担保ローン業務につきましては、中古区分マンションや戸建住宅等の居住用不動産の売買を手掛ける不動産事業会社の資金調達ニーズの捕捉に努め、貸出残高の伸長及び業務収益の獲得に努めました。ヘルスケア（医療・介護）事業分野におきましては、ファイナンシャル・アドバイザリー事業強化・拡充の観点から、医療・介護事業会社の財務リストラクチャリング案件等に取り組みました。

以上の結果、当事業年度における営業収益は407,149千円（前事業年度比275.4%増）、営業利益は12,331千円（前事業年度は営業損失48,365千円）、経常利益は10,788千円（前事業年度は経常損失48,930千円）、当期純利益は8,997千円（前事業年度は当期純損失49,220千円）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

金融機関より販売用不動産の購入資金として、143,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度及び当期の財産及び損益の状況

区分	第12期 (自平成24年４月１日 至平成25年３月31日)	第13期 (自平成25年４月１日 至平成26年３月31日)	第14期 (自平成26年４月１日 至平成27年３月31日)	第15期 (当事業年度) (自平成27年４月１日 至平成28年３月31日)
営業収益	51,335千円	131,427千円	108,453千円	407,149千円
経常利益又は経常損失（△）	△85,269千円	6,406千円	△48,930千円	10,788千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△85,559千円	1,805千円	△49,220千円	8,997千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△47.02円	0.86円	△18.90円	3.45円
総資産	580,398千円	807,167千円	830,395千円	899,272千円
純資産	572,448千円	784,221千円	734,971千円	743,968千円
１株当たり純資産額	304.41円	301.10円	282.19円	285.65円

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。
２．当社は平成25年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、１株当たり当期純利益又は当期純損失及び１株当たり純資産額は、当該株式分割の影響を加味し、遡及修正数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、各事業における収益力の強化であります。

ファイナンシャル・アドバイザリー事業における収益力の強化は、最重点課題であると認識しております。同事業におきましては、主として不動産売買・運用を中心とする不動産投資業務の強化・拡充を推進し、ストラクチャリング業務及びアドバイザリー業務における新たな案件及び顧客の開拓に努めてまいります。

次に、不動産担保ローン事業におきましては、融資先である不動産事業会社の資金需要に臨機応変に対応しながら、不動産事業会社の業況と個別案件の事業性ならびに同業他社動向等を慎重に見極めることで、業務収益の積み上げに努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

ファイナンシャル・アドバイザリー事業及び不動産担保ローン事業を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

本社事務所　　東京都港区南青山二丁目２番15号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7(1)名	4(－)名	44.3歳	1.4年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート、嘱託社員および派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社東日本銀行	143,000千円

（注）株式会社東日本銀行は平成28年4月1日現在で株式会社コンコルディアフィナンシャルグループとなっております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,704,600株

(3) 株主数　681名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
合同会社CP1号　匿名組合口	920,000株	35.3%
吉野勝秀	724,100株	27.8%
西田井太郎	135,200株	5.2%
松浦一博	63,500株	2.4%
日本証券金融株式会社	57,200株	2.2%
池田清志	37,800株	1.5%
斧田和枝	26,300株	1.0%
GMOクリック証券株式会社	21,400株	0.8%
深井栄一	20,000株	0.8%
株式会社ＳＢＩ証券	19,700株	0.8%

（注）１．当社は自己株式を100,097株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容及び概要（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の内容及び概要

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松浦　一博	ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ事業、不動産担保ローン事業、ヘルスケア事業及び管理部門担当
取締役	山田　源	経営企画担当
取締役	坂田　靖志	株式会社ブルズコンサルティング 代表取締役 セブンシーズホールディングス株式会社 社外監査役
常勤監査役	金沢　修	
監査役	小谷　洋三	株式会社エム・ディー・マネジメント 代表取締役
監査役	五島　信也	株式会社ファイブ・トラスト 代表取締役

（注）１．取締役坂田 靖志氏は、社外取締役であります。
２．監査役金沢 修氏、小谷 洋三氏及び、五島 信也氏の３氏は、社外監査役であります。
３．監査役金沢 修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役坂田 靖志氏、監査役金沢 修氏、監査役小谷 洋三氏、監査役五島 信也氏の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
坂爪　知弘	平成28年2月10日	辞任	取締役　管理部門担当

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	4名	20百万円
（うち社外取締役）	(1名)	(3百万円)
監査役	3名	5百万円
（うち社外監査役）	(3名)	(5百万円)
合計	7名	26百万円

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第５回定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第５回定時株主総会において年額８百万円以内と決議いただいております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役坂田 靖志氏は、株式会社ブルズコンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役小谷 洋三氏は、株式会社エム・ディー・マネジメントの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社エム・ディー・マネジメントとの間には特別の関係はありません。

・監査役五島 信也氏は、株式会社ファイブ・トラストの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社ファイブ・トラストとの間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役坂田 靖志氏は、セブンシーズホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（5回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　坂田　靖志	19回	100%	－	－
監査役　金沢　　修	19回	100%	5回	100%
監査役　小谷　洋三	19回	100%	5回	100%
監査役　五島　信也	18回	95%	5回	100%

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役坂田 靖志氏は、公認会計士としての専門的見地から、主に会計・税務に関し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役金沢 修氏は、公認会計士としての専門的見地から、主に会計・税務に関し意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役小谷 洋三氏は、金融業界における専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役五島 信也氏は、金融業界における専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	5,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	5,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社内規程に基づき、業務を複数の部署及び個別業務に区分し、各部署に担当取締役を配置し担当取締役が使用人の職務執行を監督し、最終的に全ての業務を代表取締役が管掌する体制とすることにより、職務執行の適正性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告については、取締役会規程等の社内規程の定めに従い、取締役会議事録等を作成し適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会等の社内会議の場等を通じ、適時適切に会社運営上のリスクを把握しリスクに対する対応方針の検討を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、適時適切に業務に係る情報を把握し、機動的な意思決定を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ監査役補助担当者を選任する。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助担当者の任免等については、監査役の事前の同意を得るかもしくは意見を求めるものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

　取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したときや取締役または使用人による違法または不正な行為を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行に努める。また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、会社運営に対する理解を深めると同時に健全な経営に資するための助言・勧告等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1　取締役の職務の執行について

　当事業年度は定例を含め19回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の職務執行状況の監督を行いました。また、取締役会資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管いたしました。

2　監査役の職務の執行について

　当事業年度は定例を含め５回の監査役会を開催いたしました。また、監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

3　内部監査の実施について

　内部監査活動計画に基づき、内部監査担当者による当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告いたしました。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
【流動資産】	874,157	【流動負債】	155,304
現金及び預金	371,287	未払金	8,240
営業貸付金	143,800	短期借入金	143,000
営業未収入金	3,185	未払法人税等	3,417
販売用不動産	246,997	前受金	4
仕掛販売用不動産	98,750	預り金	641
有価証券	1,002	負債合計	155,304
前渡金	1,500	（純資産の部）	
前払費用	1,674	【株主資本】	743,968
その他	5,958	資本金	452,697
【固定資産】	25,115	資本剰余金	487,497
有形固定資産	2,563	資本準備金	487,497
建物	2,403	利益剰余金	△171,445
工具、器具及び備品	159	その他利益剰余金	△171,445
無形固定資産	134	繰越利益剰余金	△171,445
電話加入権	88	自己株式	△24,780
ソフトウエア	45	純資産合計	743,968
投資その他の資産	22,417		
投資有価証券	20,000		
差入保証金	2,417		
資産合計	899,272	負債純資産合計	899,272

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		
業　務　収　益	407,149	**407,149**
営　業　原　価		
業　務　原　価	259,015	**259,015**
営　業　総　利　益		**148,134**
営　業　費　用		
販売費及び一般管理費	135,802	**135,802**
営　業　利　益		**12,331**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	75	
雑　収　入	16	**91**
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	1,632	
雑　損　失	1	**1,634**
経　常　利　益		**10,788**
税引前当期純利益		**10,788**
法人税、住民税及び事業税	1,791	**1,791**
当　期　純　利　益		**8,997**

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	452,697	487,497	487,497
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	452,697	487,497	487,497

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△180,442	△180,442	△24,780	734,971	734,971
当期変動額					
当期純利益	8,997	8,997		8,997	8,997
当期変動額合計	8,997	8,997	－	8,997	8,997
当期末残高	△171,445	△171,445	△24,780	743,968	743,968

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

時価のないもの

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっておりますが、一部については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～22年

工具、器具及び備品　３～８年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

(4) その他

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産	販売用不動産	246,997千円
②担保付債務	短期借入金	143,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　4,774千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,704,600株	－株	－株	2,704,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	100,097株	－株	－株	100,097株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動上必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金の運用については、主に流動性の高い預金等となります。

また、投資の判断については、「プリンシパル投資基準」に基づき、安全性や収益性を考慮し、行います。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業貸付金及び営業未収入金については事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、取引先相手毎の支払期日や債権残高を管理しております。また、ファイナンシャル・アドバイザリー事業部門及び不動産担保ローン事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有化を図りながら財務状況等の悪化による貸倒リスクの低減に努めています。

有価証券及び投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式等であり、発行体の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

未払金については、すべてが１年以内の期日となります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

時価の見積については特定のある時点で利用可能な市場情報及び当社の金融商品に関する情報に基づいて算定しております。これらの見積は実質当社が行っており、不確実な点及び当社の判断を含んでおります。そのため想定している前提が変わることにより、この見積時価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	371,287	371,287	－
営業貸付金	143,800	143,800	－
営業未収入金	3,185	3,185	－
前渡金	1,500	1,500	
有価証券及び投資有価証券	1,002	1,002	－
資産計	520,776	520,776	－
未払金	8,240	8,240	－
短期借入金	143,000	143,000	－
前受金	4	4	
負債計	151,244	151,244	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、営業貸付金、営業未収入金、前渡金、有価証券及び投資有価証券

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②未払金、短期借入金、前受金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,000
合計	20,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

（流動資産）

未払事業税	555千円
未払金	872千円
	1,427千円

（固定資産）

繰越欠損金	211,263千円
その他	14千円
	211,277千円
繰延税金資産小計	212,705千円
評価性引当額	△212,705千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、この税率等の変更による計算書類に与える影響はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	285円65銭
(2) １株当たり当期純利益	3円45銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

ＧＦＡ株式会社

取締役会　御中

監査法人　アヴァンティア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小笠原　直　㊞

業務執行社員　公認会計士　入　澤　雄　太　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＧＦＡ株式会社の平成27年4月１日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

（2）各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月27日

ＧＦＡ株式会社　監査役会

社外監査役　金沢　修　㊞

社外監査役　小谷洋三　㊞

社外監査役　五島信也　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役３名選任の件

平成28年２月10日付けをもって、取締役 坂爪知弘氏が辞任され、また本総会終結の時をもって、取締役 山田源氏及び坂田靖志氏は任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	＊ （そえだ　くにお） 添田　邦夫 (昭和37年１月１日生)	平成19年４月　株式会社タイセイ・ハウジー経営企画室長 平成20年６月　セレグループホールディングス株式会社　管理本部長 平成26年12月　矢田工業株式会社　業務管理室長 平成28年２月　当社入社 平成28年２月　当社管理部長（現任）	－株
2	＊ （なかやま　あつし） 中山　厚 (昭和33年４月13日生)	昭和56年４月　大蔵省（現財務省）入省 平成元年５月　在リオデジャネイロ日本国総領事館領事 平成10年12月　東京国税局調査第１部長 平成18年７月　東京税関総務部長 平成23年７月　北海道財務局長 平成25年６月　東海財務局長 平成26年７月　国税不服審判所次長 平成27年６月　中部国際空港株式会社　常勤監査役（現任） 平成27年６月　日本ギア工業株式会社　取締役（現任）	－株
3	＊ （いのうえ けいいちろう） 井上　慶一郎 (昭和55年12月17日生)	平成17年４月　株式会社レガロキャピタル入社 平成23年４月　株式会社シェアメイト設立代表取締役（現任） 平成27年６月　明日人株式会社設立　代表取締役（現任）	－株

（注）１．＊は新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者中山厚氏、井上慶一郎氏は社外取締役候補者であります。
３．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
４．(1) 中山厚氏を社外取締役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。
同氏は長年にわたり財務省において金融行政に携わり、同省退官後は会社経営に関与されております。同氏の持つ豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の経営全般に対し適切な助言や指導を頂戴することができるものと判断いたしました。
(2) 井上慶一郎氏を社外取締役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。
同氏は不動産業界での幅広い業務経験と会社経営者としての経験を併せ持ち、不動産・金融関連事業に関する専門的見識を当社の経営に反映していただくことが期待され、社外取締役として職務を遂行することができるものと判断いたしました。
５．本総会において社外取締役候補者である中山厚氏、井上慶一郎氏の選任が承認された場合、当社と両氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。
６．本総会において社外取締役候補者である中山厚氏、井上慶一郎氏の選任が承認された場合、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 金沢修氏が任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
＊ （うめだ　ひろし） 梅田　宏 (昭和27年４月４日生)	昭和51年４月　岡三証券株式会社入社 平成10年４月　同社浅草支店長 平成12年４月　同社第二法人部長 平成17年４月　ウツミ屋証券株式会社　理事 平成17年９月　同社理事東京支店長 平成20年１月　ひろぎんウツミ屋証券株式会社　理事 東京支店長 平成28年５月　株式会社シーエス入社（現任）	－株

（注）１．＊は新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．梅田宏氏は、社外監査役候補者であります。

４．梅田宏氏を社外監査役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。

同氏は長きにわたり証券会社に在籍し、金融業界に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査において社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

５．本総会において社外監査役候補者である梅田宏氏の選任が承認された場合、当社と同氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。

６．本総会において社外監査役候補者である梅田宏氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区北青山二丁目８番44号
ＴＥＰＩＡ　４階会議室
電　話　03-5474-6111



○東京メトロ銀座線
「外苑前駅」３番出口より徒歩約４分

※ご注意
駐車場の準備はいたしておりませんので、車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。